

現学会と法人化のスケジュール

年月	現学会	法人化	摘要
令和元年 9 月	定時総会（蒲田大会）	法人化に向けた提案	
令和元年 11 月	役員選挙人確定		
令和元年 12 月	評議員投票用紙送付		
令和 2 年 1 月	評議員選挙		
令和 2 年 2 月	理事投票用紙送付		
令和 2 年 3 月	理事選挙		
令和 2 年 4 月	理事就任承諾		
令和 2 年 9 月	定時総会（梅田大会）	法人設立の決議	
令和 2 年 12 月	理事会で次期理事長選出		
令和 3 年 1 月		法人設立（登記）	（注 1）
令和 3 年 4 月	（新役員就任）	実質的に活動開始（新役員）	（注 2）
令和 3 年 9 月	（定時総会にて解散を承認）	定時総会開催	
令和 6 年 3 月	（新役員任期満了）		
令和 6 年 6 月		新役員（設立時役員）任期満了	

（注 1）法人設立時の役員について

法人設立時の社員（代議員）は、定款への記名捺印（個人実印）をする必要もあり、大人数になると事務手続きが煩雑になりますから、少人数（現在の理事長副理事長の 3 名）を想定しています。

法人の設立時期を令和 2 年 9 月総会後と想定し、「実際にいつから法人が活動を開始するのか」を考えたとき、現学会の新役員の任期開始と同じ令和 3 年 4 月を法人活動開始時期とすれば、次の選挙で選任された役員での新体制開始とすることが可能ですので、この想定でスケジュールを作成しております。なお、実施の活動に先立ち、設立時の理事・監事には、今回の選挙で選任された方に就任いただく想定です。

なお、法人の設立には、本店所在地を管轄する法務局（都県単位）に所属する公証人の認証が必要になります。定款案の作成には公証人との相談が不可欠となりますので、本店所在地や設立時期が決まってから詳細を詰めていくことになります。

（注 2）役員任期について

現学会が法人化された後、次回選挙で選任された評議員は社員（＝代議員）に、理事・監事は、そのまま理事・監事となる想定です。令和 3 年 4 月に法人が実質的に活動を開始するとすれば、役員任期は令和 6 年 3 月期の総会までとなり、現在の規定と数ヶ月しか変わりません。

なお、現学会会則 24 条より、役員任期は 3 年間となっておりますが、監事は 4 年以上が法定なので 4 年とせざるをえないため、社員（代議員）と理事の任期も 4 年としております。

現在と法人との役員・会議体比較（ご参考）

現学会		法人		摘要
名称	内容	名称	内容	
正会員	個人	正会員	変更なし	
学生会員	学生個人	学生会員	変更なし	
賛助会員	個人又は団体	賛助会員	変更なし	
特別会員	功労会員もある	名誉会員	統一し名称変更	
評議員	選挙を経て総会で選任 (任期3年)	代議員	法人法上の社員のため、本来は任期の概念は無い(入れ替えは可能)	大きな変更
理事	選挙を経て総会(正社員)で選任、任期3年	理事	社員総会(旧評議員会)で選任、任期4年	大きな変更
理事長・副理事長	理事会で選任	理事長・副理事長	変更なし	
監事	選挙を経て総会で選任、任期3年	監事	社員総会(旧評議員会)で選任、任期4年	任期変更(最低4年が法定)
総会	全正会員	会員総会	権限変更	法人法上の社員総会ではなく、学術研究の場として想定(権限は大きく変更)
評議員会	重要会務の審議、任期3年	社員総会	決算、役員選任等法人法上の総会、任期の概念なし	大きな変更
理事会	会務の執行	理事会	変更なし	
学術集会会長	理事会推薦	学術集会会長	変更なし	